

(三面から続く)
自身の生きがい再発見につながるなど相乗効果も生まれてきているようです。
自助・共助・公助と、いよいよ共生の時代を迎えており、行政として提案されたことをどう生かしていくか、有効な活用方法はないか、そうした価値創造の面からも、是非こ

行政 窓口 に手話通訳者を

金子議員(市民の党)

市政について
昨年の六月議会でも取り上げた、市の窓口到手話通訳者を配置して欲しいとの聴覚障害者の要望は、長年研究課題とされたまま実現されていませんが、社会福祉協議会で唯一手話のできた職員が異動となり、「コミュニケーションが取れずに大変困っている」と訴えています。今後、市では手話通訳者の配置を予定しているのでしょうか。

また、市の窓口に対する苦情が相変わらず多く、中でも「担当ではない」と庁内を回されるとのことです。障害者は勿論、市民誰しもわかりやすい窓口を求めています。入口付近に総合相談窓口を設置し、丁寧な対応で来庁された方々の要件を聞いてあげられる職員が配置されれば、担当する部署がすぐに確認できると考えますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

市長 手話通訳者の配置については、耳のシンボルマーク等による現行制度で理解いただきたい。また、総合相談窓口については、今後の課題として受け止めます。
再質問 不登校児が小中学校で百六十八名と聞いています。

の制度の導入について検討していただきたいと思えます。
市長 これからの社会は、相互扶助が基本だと思えます。高齢者同士が対話し、それぞれが心のケアをしてくださるまさに必要なことだろうと思えます。私も勉強し知識を深めさせていただきたいと思えます。

介護の見直しについて

中澤議員(日本共産党)

福祉行政について
介護保険制度はスタートして三年目、来年度から第二期の運営事業に入る。そこで、市は介護報酬、保険料等の見直しなど第二期の介護保険事業計画の策定作業を進めていると思うが、その進み具合を伺います。厚労省は、高齢化による要介護者の増加、在宅サービスの利用率の増加、施設の整備などによって保険料は上げざるをえないと言っているが、保険料の値上げは大変問題である。また、報酬については、在宅は赤字なので報酬を上げ、施設は黒字なので報酬を下げると言っている。そして、待機者の多い特養老人ホームの申し込みについては介護の必要度に応じて優先順位を決めようとしている。さらに、訪問介護はこれまでの身体的介護、家事援助、混合型と三区区分であったもの

が、混合型を無くし三区区分し家事援助の報酬を引上げようとしている。以上のような国の動きのもとで、市の介護保険の今後の見直しの方向性について伺います。
市長 第二期の介護保険事業計画の策定手順は、課題の抽出と対応策の検討などを六月中旬から九月末頃まで、事業量の推計作業と給付実績の算出や利用の伸びの検討などは十月中旬頃まで、介護保険事業計画の改訂作業は九月頃から来年二月初め頃を予定しています。

現状、受け皿として適応教室には十七名の児童が通室。また、新たに民間による「あすなろ」がスタート。しかし、そこにも行けない児童がいま。その子供たちの居場所として「フリースペース」を立ち上げたいと考えている市民がいまですが、行政として支援をしていく考えはありませんか。
教育長 検討させていただきますが、まずは子供たちの学校復帰を最終的なねらいとして取り組んでいきたいと思えます。

市内の育成策を

吉田議員(自民党明政会)

市長の政治姿勢について
全国には六百九十五の市があります。その中で座間市の住み良さ順位は、総合で六百四十九位です。格付けはAからABC Dまでの5ランクで、座間市はDであります。

座間市の工業生産出荷額は昨年が二百七十四億円で今年が千九百六十三億円で、十年前は九千四百億円であります。近隣市と比べますと、海老名市がCで五千四百九十五億円、綾瀬市がDで三千六百十四億円、大和市がCで三千

五百四十一億円、厚木市がAで六千四百九十九億円、相模原市がCで一兆七千八百五十八億円です。他市の十年前と今を比較しても少々の減で、海老名市のように四十一分の伸びを見た市もありません。座間市は商工業者数も売上高も減り、財政力指数も下がり、他の市町村から見ると、あまりにも急激に毎年落ち過ぎております。私は毎回市長に、合併しないなら座間市独自で、日本一の自活の道を考える提案をお願い致しました。
今、市内業者は死活の道を

決議・意見書を可決

議会では六月定例会で次の決議・意見書を可決し、直ちに関係機関へ提出しました。

鈴木宗男衆議院議員の辞職を求めると共に外務省における公金不正支出の究明を求める決議

今日、国会において、国民に重大な影響を与える有事関連法案及び個人情報保護法案等が審議されている一方で、政治家と金にまつわる様々な疑惑が発生している。特に、議員秘書が逮捕されるにいたり、何人かの国会議員が政治的、社会的、道義的責任をとり議員を辞職した。

この一連の事件の中、鈴木宗男議員は、公金で給与が支払われている公設第一秘書が逮捕され、かつ、本人の身辺にも捜査が及んでいるにもかかわらず未だ議員の職に在る。このことは、政治に対する国民の不信を増大させるものである。
本来、議員の出入進退は、本人が判断すべきことであり、第三者が介入すべきではないが、事の重大性にかんがみ、本議会として、鈴木宗男議員に辞職を求めると共に、同議員が深く関与したとされる外務省において、関連団体である支援委員会の公金不正支出で職員が逮捕された件についても、真相を明らかにし、国民に説明責任を果たすことを強く求め、ここに決議する。

米国の未臨界核実験に強く抗議する決議

米国では、二〇〇二年六月七日午後ネバダ州のネバダ核実験場で、今年二度目となる未臨界核実験「オーボエ」を実施した。米国の未臨界核実験は一九九七年以来十七回目、ブッシュ政権下では今年二月に次ぎ四回目である。
米国が、核実験に反対する国際世論を無視し未臨界核実験を強行したことは、極めて遺憾である。

核不拡散条約(NPT)締結国際会議は、昨年五月、核廃絶への明確な約束を行い、同九月の国連ミレニアムサミットでは、核兵器を含む大量破壊兵器がもたらす危険の根絶を追求していくこと、についてミレニアム宣言が採択されており、核実験の強行はこれら恒久平和を願う国際世論に逆らった行動である。
核兵器廃絶と恒久平和の実現は、被爆国日本の国民共通の悲願である。よって、本市議会は米国が強行した未臨界核実験に強く抗議するとともに、核兵器廃絶を強く求めるものである。

パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議
イスラエルとパレスチナにおいては、報復が報復を呼ぶ「報復の連鎖」により、日々尊い人命が失われ、地域には相互の憎悪と暴力の悪循環が渦巻いている。当事者と地域の人々はもとより、我が国を含む国際社会全体の希望を担って開始された中東和平プロセスは、今や最大の危機に瀕している。

本市議会は、平和と公正を希求する日本国の地方議会として、現下のパレスチナ情勢に関し、強い憂慮の念を表明する。今こそ、すべての当事者、特にイスラエル・パレスチナ双方の指導者は、一九九三年にオスロで交渉による和平実現に合意した時の初心を想起すべきである。我々は、イスラエル軍のパレスチナ自治区からの早期全面撤退と軍事行動の即時停止を強く要請する。また、両者が和平交渉再開に向けた政治的決断を下すことを強く求める。この関連で、国連安保理決議1402及び同1403を全面的に支持する。よって、政府は、現下の情勢を等しく憂慮する関係国と協力し、また、安

保理を中心とする国連諸機関とも緊密に連携しつつ、イスラエルとパレスチナ双方への働きかけを強め、情勢の鎮静化と中東和平の実現に向けた外交の展開に格段の努力を払うべきである。特に、米国が中東和平において果たす役割の重要性に鑑み、政府は国連安保理決議をふまえた同国の仲介努力を支援するとともに、自らもこれと協調しつつ可能な限りの役割を果たすべきである。

個人情報保護法案の現行での成立に反対し、同法案の見直しを求める意見書
継続審議になっていた「個人情報の保護に関する法律案」いわゆる「メデア規制法案」が、与党内でも反対という意見があり、四野党も廃案を求めるといふ現状の下、今国会で拙速に採決されようとしている。本議会は、同法案には以下の重大な問題が含まれていると懸念する。

この法案は、国民の知る権利に奉仕する、新聞、テレビ、通信、出版などに遵守すべき行動指針を定め、個人々の表現活動には義務規定を課すことにより、憲法が保障する報道・出版の自由、思想・表現の自由を害し、事前検閲の禁止に抵触する可能性がある。「適正な...」、「相当の...」、「必要範囲の...」という抽象的な表現が随所にみられ、それらの解釈や判断は主務大臣の判断をあおることとなり、規制緩和の時代の趨勢に逆らい、主務大臣の権限強化による情報管理型社会を招きかねない。

一見、国民個々人のプライバシーを保護するかのように見えるが、マスメディア、作家、ジャーナリスト等が反発していること、この法律が適用されれば、疑惑を持たれた政治家や官僚にとって都合の悪い取材や報道が法律の名のもとに阻害されてしまう危険性を孕む。法案には、「表現の自由、学問の自由、信教の自由および政治活動の自由」を妨げないよう配慮義務が規定されており、利用目的にそった活動を行うことを前提に報道機関、宗教団体、政治団体に義務規定を適用しないこととされている。しかし、配慮の判断や利用目的にそった活動の判断は、すべて主務大臣にゆだねられており、ときの権力者によって恣意的運用が可能な余地が大きすぎる。

マスメディアでさえこのような状況であるから、義務規定の適用除外に掲げられていないジャーナリストや作家、また市民団体や各種NGO、労働団体等の活動はいつそう厳しく制限されていく危険性があり、同法案は看過し得ない問題がある。

したがって、本市議会は、「個人情報保護法案」いわゆる「メデア規制法案」の廃案、もしくは、審議を継続し現行案の抜本的な見直しを求める。

有事法制三法案の慎重審議を求める意見書

小泉内閣は四月十七日、有事法制三法案を国会に提出した。同法案は地方自治と住民の生活に深く関わる内容を含んでいるだけに、その扱いは慎重を期さなければならぬ重要な案件である。

国会の審議で明らかになったことは、日本に武力攻撃が発生した場合だけでなく、「発生のおそれがある場合」や「発生が予測される事態」においても武力の行使を禁止せず、先制攻撃はしないという自衛隊法の規制もはずしている。

また、首相の地方自治体首長に対する広範な指示権を付し、国と地方自治体の上下関係を認め、地方分権の時代に逆行するものである。さらに、同法案は国民の戦争協力も義務づけがされている。土地家屋の供出、自衛隊が使つ物資の供出、保管さらに医療、運輸、建築土木などの従事者の協力、民間人が拒んだ場合、罰則を与えると明記され、言論、通信関係など国民生活の全てに分野で強制力が働くことになる。

加えて、衆院有事法制特別委員会は五月二十三日、地方公聴会の中止を正式に決め、それは与党単独での開催への批判に加え、有事法制関連三法案に「賛成」の立場で意見を述べる自民党推薦の陳述者が見つからなかったことも見送りの理由になったからである。